

1. 候補樹林

(1) 概要

指定番号	20	所在地（形態）	青葉区八幡一丁目208-3外2筆（屋敷林）	
都市計画区分	市街化区域		面積	1,150.81㎡
主な樹種	高木：サクラ、アラカシ、シロダモ、モミジ、クリ、クルミ、ヤブツバキ等			
指定基準該当	杜の都の環境をつくる条例 施行規則第14条第1号イ、第2号イ・ロ			

(2) 位置



図1 位置図（広域）

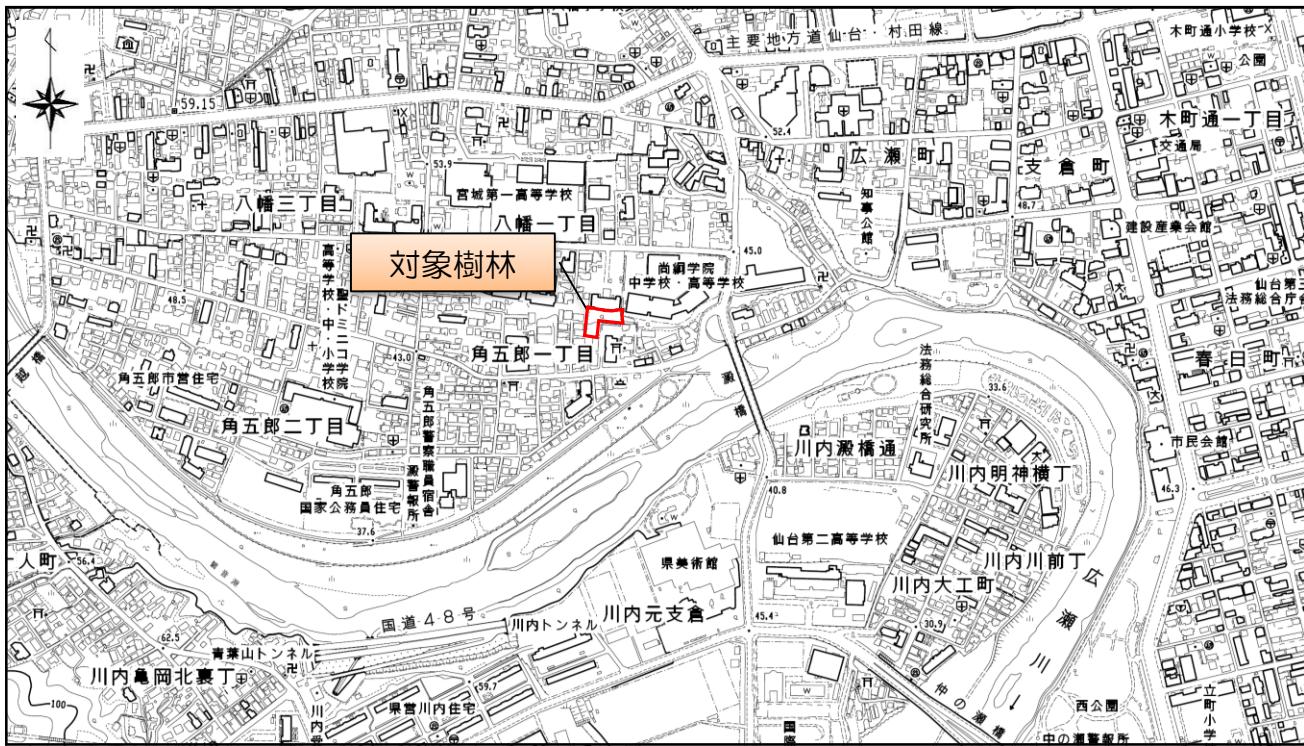


図2 位置図（拡大）

2. 保存樹林の指定基準

指定しようとする樹林が、規則で定める要件に該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れていること。（杜の都の環境をつくる条例第19条第1項第2号）

規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当すること。（同条例施行規則第14条）

- (1) 次のいずれかに該当すること
 - イ 樹林を構成する樹木の樹冠投影面積の合計が300㎡以上であること
 - ロ 並木をなす樹林にあっては、その並木の延長が100m以上であること
- (2) 樹林の存する土地が、市街化区域内に存し、又は次のいずれにも該当すること
 - イ JR東北本線仙台駅からおおむね半径10km圏内に存すること
 - ロ 山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村の区域以外の区域に存すること

3. 樹木保存区域の指定基準

保存樹木等の保全のため必要があると認めるときは、規則で定める基準に従い、当該保存樹木等の存する土地の区域の全部又は一部を樹木保存区域として指定することができる。（杜の都の環境をつくる条例第19条第2項）

樹木保存区域に指定しようとする土地の範囲について、保存樹木等の樹冠投影面（当該部分に建築物等が建築されている場合は、建築物等の建築面積に相当する部分を除く。）の部分及びその周辺の土地のうち市長が適当と認める部分とする。（同条例施行規則第15条）

4. 候補樹林の詳細

(1) 指定理由

対象樹林は、かつて中島町と呼ばれた地域にあり、藩制時代から大身侍の屋敷が並び「お屋敷町」として知られており、当該地も元々は旗本の屋敷であった。所有者は代々岩出山伊達氏に仕えてきたが、大正14年に当地に移り新たに家を構えた。当時、敷地全体が深い木立に覆われ、森のように豊かな緑の空間を形作っていた。

その後、平成5年に現在のマンションが建築されたが、敷地内の樹林は多くが残され、かつての屋敷跡が窺えるレンガ造りの塀や池、戦時中に利用していた防空壕等も現存しており、毎年市内の小学生達が見学に訪れている。

当該地は広瀬川の河岸段丘上に展開しており、敷地内にはサクラ、マツ、クルミ、ビワ、ウメ、カキやクリ等、かつて伊達政宗が屋敷内に植えるよう奨励した樹種が多く植栽されている。

また、敷地内には保存樹木に指定しているゴヨウマツ、カヤ、タブノキの3本があり、中でもタブノキは朝鮮の役に従軍した伊達政宗の家臣が朝鮮半島から持ち帰り植えたものと伝えられ、樹齢400年に達する歴史的な遺産である。

保存樹木及び候補樹林は、地域からもマンション住人からも大切に守られており、樹林内は適切に管理され、樹木の生育も良好である。

そして、候補樹林は仙台空襲での消失を免れ、市中心部に残った「杜の都」の原風景を呈する貴重な樹林であることから、保存樹林に指定し保全を図る必要があるものと判断される。

(2) 樹林の様子



図3 保存樹林の状況（航空写真）



写真3（樹林内の様子）



写真4（樹林内の様子）



写真1（敷地の南側より）



写真5（防空壕の様子）



写真6（池の様子）



写真2（敷地の南側より）

5. 樹木保存区域の設定

保存樹林の樹木保存区域は樹冠投影面の部分を基本とするが、樹冠投影範囲のうち、東・西・南側は土地境界、北側はマンション共用スペースとの区域境を設定し、これらに囲まれた範囲から保存樹木（ゴヨウマツ）の樹木保存区域を除いた面積を樹木保存区域に指定する。

なお、指定済みの保存樹木の範囲を保存樹林の樹木保存区域に含めて一体的に指定する方法も考えられるが、保存樹木は1本1本単体としての価値があり、保存樹林はまとまりのある樹林としての価値があるため、指定の趣旨が異なることから、分けて指定する。

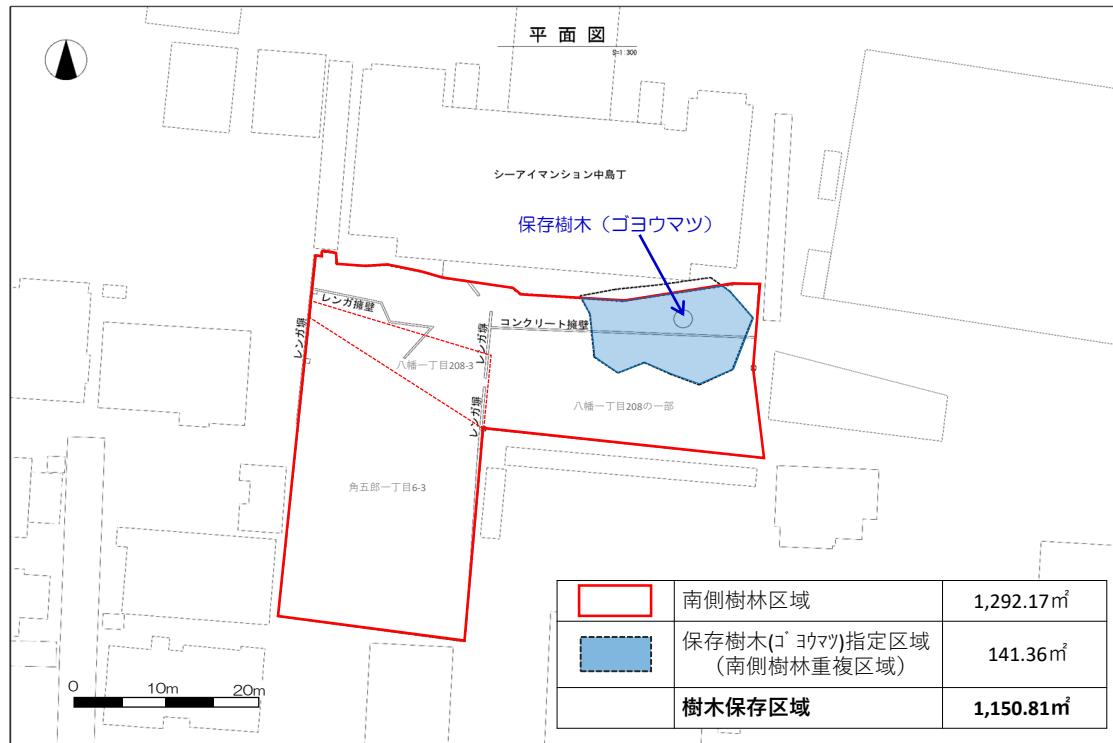


図4 樹木保存区域の範囲

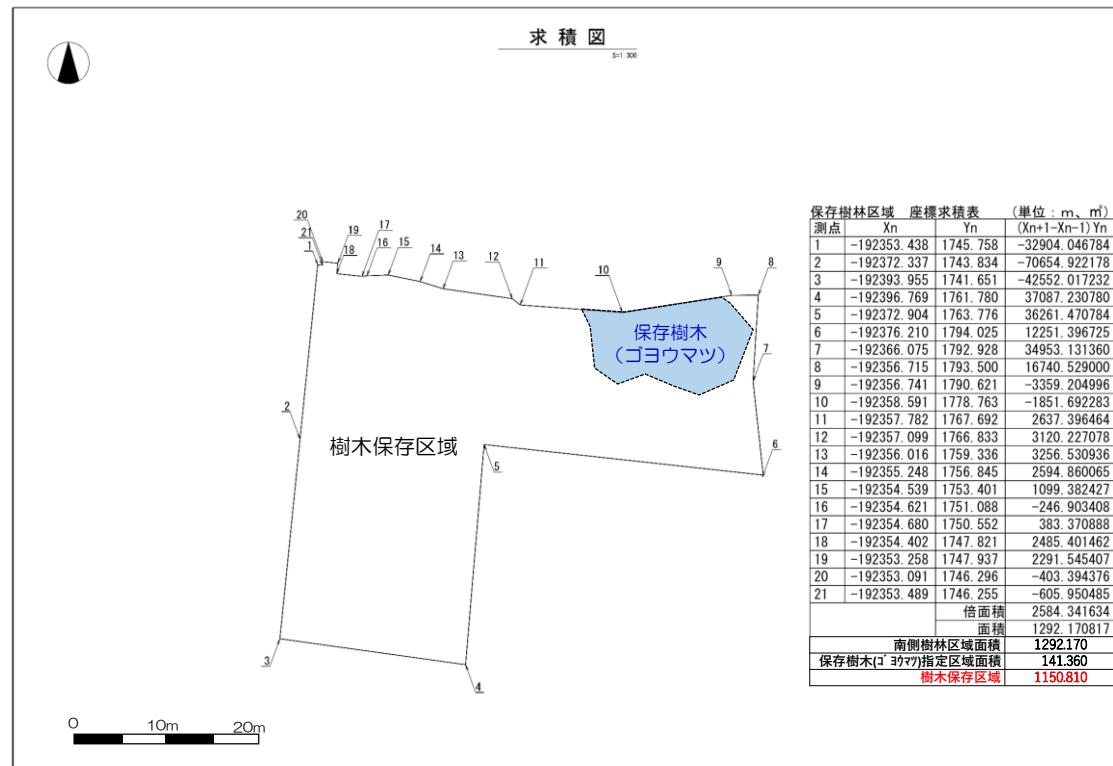


図5 樹木保存区域求積図

【参考】保全協定・保全助成制度

- 市と所有者とが保全協定を締結すると、所有者は以下の援助を受けることができる。
 - ・固定資産税および都市計画税の課税免除
 - ・病虫害駆除に関する援助
 - ・補植のための苗木等のあっせん
- 樹林の保全に関する助成制度を利用できる。
 - ・枯損防止のための措置（上限30万円）
 - ・非常災害のため必要な応急措置（費用の1/2 上限10万円）
 - ・屋敷林の除伐、剪定等の管理行為（50万円まで全額、それ以上は費用の1/2 上限200万円）
 - ・屋敷林内の植栽費（費用の1/2 25万円を超える場合は25万円）

【参考】保存樹林の指定実績（令和3年11月1日現在）

- 指定件数 19件
 - ・街路樹 4件（5箇所）
 - ・公園 2件
 - ・屋敷林 11件
 - ・その他（アカマツ林、生垣）2件
- 所在（区別）
 - ・青葉区 10件
 - ・宮城野区 1件
 - ・若林区 2件
 - ・太白区 4件
 - ・泉区 2件